

# 平成 30 年度 権利擁護推進員養成研修 ～身体拘束廃止に向けて～

## 開催要項

【目的】 高齢者虐待防止法の趣旨の理解及び利用者の権利擁護の視点に立った介護に関する実践的手法を修得することにより、介護現場で権利擁護のための取り組みを指導する人材を養成することを目的とします。

【実施主体】 島根県

【実施機関】 社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）

【受講対象】 介護施設等の施設長、介護主任など、虐待防止及び権利擁護の取組を施設内で指導的立場から推進することができる職員。

【日程・会場】

会場	期 日	開催場所	申込締切日
浜 田	【前期】5月9日（水）～11日（金） 【後期】9月6日（木）	いわみーる 4階 401 研修室 （浜田市野原町 1826-1）	4月13日（金）
松 江	【前期】6月5日（火）～7日（木） 【後期】10月4日（木）	いきいきプラザ島根 4階 403 研修室 （松江市東津田町 1741-3）	5月11日（金）

【定 員】 各会場 20 名

【研修内容】

- 別紙「平成 30 年度 権利擁護推進員養成研修 日程表」のとおり
- 講義・演習 3 日間（前期）、自施設実習 6 0 日、実習のまとめ 1 日（後期）  
詳細は研修の中で説明いたします。
- 自施設実習は研修【前期】で作成する「実習計画書」に基づき、施設全体で取組んでいきます。（報告書の提出有）

【講 師】

特定非営利活動法人 P A S ネット 理事長 上田 晴男 氏

【受講申込・決定等】

- (1) 上記表の「申込締切日」までに受講申込書により申し込んでください。（FAX 可）  
（定員超過の場合は調整させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。）
- (2) 受講を決定した場合、締切後 1 週間前後で「受講決定通知」を送付します。
- (3) 受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付します。  
浜田会場は平成 30 年 4 月 27 日（金）まで、松江会場は平成 30 年 5 月 25 日（金）までに  
所定の方法により 受講料 3,000 円をお振込みください。
- (4) 決定後の受講取り消しはご遠慮下さい。やむを得ず受講取消をされる場合、  
浜田会場は平成 30 年 4 月 27 日（金）まで、松江会場は平成 30 年 5 月 25 日（金）午後 5 時までにご連絡いただいた場合のみ受講料を返金いたします（手数料は事業所負担）。

【修了証書】

- 厚生労働省が定めた研修日程（時間数）を満たした出席者には、島根県知事名の修了証書が交付されます。
- 1 科目でも、欠席、遅刻、早退等により受講時間数を満たさない場合は、修了証書を発行できません。  
（但し緊急かつやむをえない場合は県と協議します。）

注 1) 研修受講態度が著しく不良であったり、（研修内容を理解していないと判断される場合は、県と協議の上、）修了証書の発行を行わないこともありますので、予めご了承ください。

- 注1) ①他の受講者、研修会場、実習場所に迷惑をかける行為  
 ②研修の円滑な実施を妨げる行為（グループワーク等において消極的な態度も含む）  
 ③研修に参加する者として好ましくない行為（携帯電話の使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為を行う、居眠り等）

【その他】

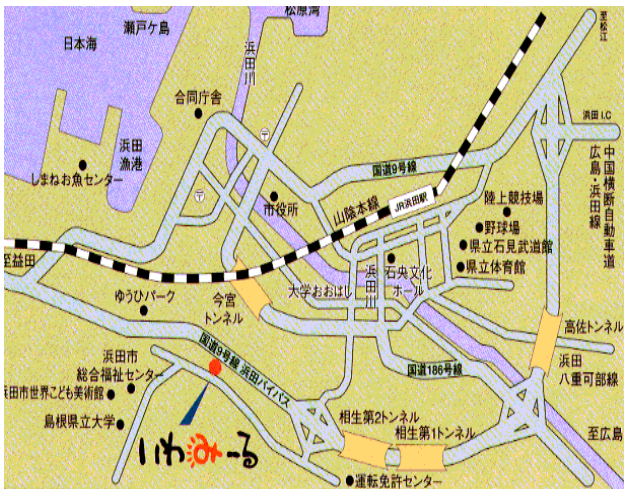
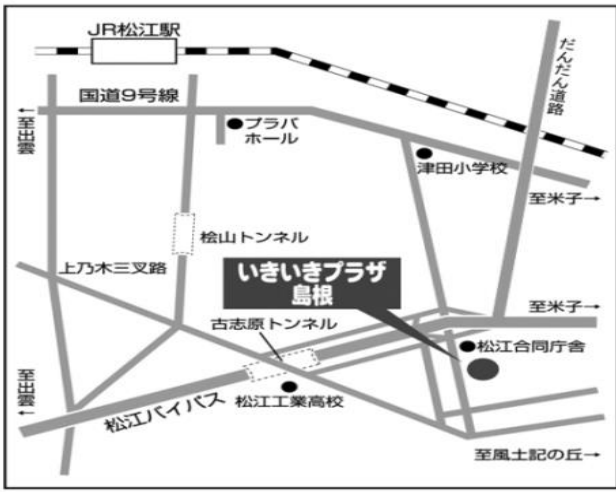
- ① 各講義後に研修期間中の出席管理に伴い出席簿にサインをしていただきます。（印鑑は不要）  
 ② 昼食は500円（お弁当のみ・税込）で斡旋します。受付時に業者が弁当券を販売します。  
 ③ 会場は室温調整が十分に出来ないこともありますので、衣服等で調整できるようにご準備ください。  
 ④ 研修中の録音・録画は一切禁止とさせていただきます。  
 ⑤ 駐車場に限りがありますので、出来る限り公共交通機関をご利用ください。  
 ⑥ 地震・台風など、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合には、受講申込書に記載されたファックス番号あてに一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページにも掲載します。  
 ⑦ インフルエンザなど受講者の健康状態によっては、研修をご辞退いただく場合があります事を予めご了承ください。

【問い合わせ先】

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根内  
 島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター） 担当／西原・柏井  
 TEL：0852-32-5975 FAX：0852-32-5956 URL <https://www.shimane-fjc.com/>

受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。

【会場周辺図】

<p>浜田会場 「いわみーる」 浜田市野原町 1826-1</p> 	<p>松江会場 「いきいきプラザ島根」松江市東津田町 1741-3</p> 
<p>■ JR 浜田駅より「県立大学」行または「大学循環」 「いわみーる」下車（所要時間約 10～15 分）</p>	<p>■ JR 松江駅より南循環線外回り 「県合同庁舎前」下車（所要時間約 20 分）</p>

平成 30 年度 権利擁護推進員養成研修 日程表

日 程		時 間	内 容
前 期	<1 日目>	9 : 30 ~ 9 : 55	受付
		9 : 55 ~ 10 : 00	開会 オリエンテーション
		10 : 00 ~ 12 : 00	講義 : 権利擁護支援の基本的な考え方
		12 : 00 ~ 13 : 00	昼食・休憩
		13 : 00 ~ 16 : 00	講義 : 身体拘束廃止のための課題解決の考え方 演習 : 自施設の状況
	<2 日目>	9 : 30 ~ 12 : 00	講義 : 実践事例発表・意見交換 + 講義
		12 : 00 ~ 13 : 00	昼食・休憩
		13 : 00 ~ 16 : 00	講義 : 虐待防止、演習 : 事例検討
	<3 日目>	9 : 30 ~ 12 : 00	演習 : 虐待事例の検討
		12 : 00 ~ 13 : 00	昼食・休憩
		13 : 00 ~ 15 : 00	講義と演習 : 自施設実践計画づくり
	<b>&lt;自施設実習 60 日&gt;</b> ※実習報告書の提出があります。		
後 期	<4 日目>	9 : 55 ~ 10 : 00	受付
		10 : 00 ~ 12 : 00	演習 : 実践報告会
		12 : 00 ~ 13 : 00	昼食・休憩
		13 : 00 ~ 16 : 00	演習 : 実践報告会 + 講義

※研修 2 日目以降、受付等はありません。開始 5 分前には席についていただきますよう、お願いいたします。

※欠席・遅刻・早退等により、受講時間を満たさない場合は修了証書の交付ができませんので、ご注意ください。

※自施設実習報告書の提出ができない方も修了証書の交付ができませんので、ご注意ください。